

○ 行政評価制度の外部評価について

平成 27 年 12 月
総務課人事管理室

平成 22 年度から外部評価を交えた行政評価制度の構築に向け取り組んでおり、今年度から事務事業を対象に本格的実施に向け、細部検討しながら取り組んでいるところであります。

については、以下の事務事業について外部評価を実施し、その実施により制度の細部の見直し等を行いながら今年度中に制度設計し、本格的運用いたします。

1 評価の対象

第 4 回行政改革推進委員会（平成 27 年 11 月 19 日）において選定いただき、諮問いたしました以下の事務事業を対象といたします。【資料No.1-2】

| 事業名 | 担当課 |
|-------------|-------|
| 住宅リフォーム経費 | 商工観光課 |
| 地域おこし推進事業経費 | 自治振興課 |

2 評価結果の取扱い

試行を行った事業の評価結果については、次年度の予算要求の重要な意見として内部組織である行政改革推進本部会議において、その評価結果を協議し、その結果及び方針について報告いたします。

3 事業内容説明の日程等

【資料No.1-3】行政改革推進委員会タイムスケジュールのとおり日程及び時間で行います。

4 評価方法

前回配布いたしました「村上市行政評価制度説明資料（素案）」により市内部評価と同一の基準で対象事業を市民の目線で客観的に評価を行っていただきます。

- ① 対象事業の事務事業評価シート（シートの見方は前回配布の【資料No.2-4】参照）を基に、担当課による事業説明評価理由説明（15 分）を受けた後、質疑応答（60 分）を行います。
- ② 「様式第 2 号事務事業評価シート（行政改革推進委員会）」（記載方法は、今回配布の【資料No.1-4】参照）を用いて、説明、質疑の段階中に各委員で評価項目の考察を行っていただきます。
- ③ 説明、質疑終了後、各委員の評価案を基に、委員会として対象事業の評価及びその理由、方向性等の協議を行っていただきます。（30 分）
- ④ 第 5 回にて質疑や評価の協議で出た意見を基に、事務局が作成した評価案について最終協議を行い、評価を確定して第 6 回で市へ答申いただきます。